

出雲市上下水道料金等審議会【第4回】 会議録

1. 開催日時 令和4年10月13日(木) 14:00~15:30

2. 開催場所 出雲市上下水道局 書庫棟 会議室

3. 会議の出席者

(1) 委員(出席9名、欠席3名)

| | | | |
|----------|--------------|---------|------------|
| 足立修司 委員 | 北脇祥大 委員(副会長) | 高野智子 委員 | 小林幹治 委員 |
| 梅野ちあき 委員 | 中川弘美 委員 | 錦織和人 委員 | 山岡尚 委員(会長) |
| 山本知子 委員 | | | |

※欠席：石倉奈津江 委員、石崎俊宏 委員、武志俊太郎 委員

(2) 出雲市(14名)

| | |
|--------|---|
| 上下水道局 | 管理者 石田武、次長(兼経営企画課長) 妹尾俊彦 |
| 経営企画課 | 課長補佐 寺本真由美、主任 庄司直樹、主任 泉智明、主任 石田亜紀子、副主任 高見一弘、主事 高橋知世 |
| 下水道管理課 | 課長 深津喜男、主査 森山和義、課長補佐 小川貢央、主任 渡部 宏道 |
| 下水道建設課 | 課長 勝部和夫、課長補佐 宮廻裕 |

4. 次第

1. 開会

2. あいさつ

3. 議事

(1) 前回までの内容に関する質疑

①中国地方における下水道使用料について【資料20】

②下水道事業における資本費平準化債の借入可能額について【資料21】

(2) 下水道使用料改定案の検討

①今後の審議予定について【資料22】

②下水道使用料の水準について【資料23】【参考資料6】

4. 開催のスケジュール(予定)

5. その他

6. 閉会

配付資料一覧

| | |
|-------|----------------------------|
| 資料20 | 中国地方における下水道使用料について |
| 資料21 | 下水道事業における資本費平準化債の借入可能額について |
| 資料22 | 出雲市上下水道料金等審議会 開催スケジュール(予定) |
| 資料23 | 下水道使用料の水準について |
| 参考資料6 | 令和3年度(2021)出雲市下水道事業会計決算概要 |

1. 開会

2. あいさつ

出雲市上下水道料金等審議会 会長 山岡尚 あいさつ

3. 議事

(1) 前回までの内容に関する質疑

①中国地方における下水道使用料について【資料20】

②下水道事業における資本費平準化債の借入可能額について【資料21】

(1) ①、② ～事務局説明～

〔質疑等〕

委員) 中国地方の他県と県内8市の比較を見れば、中国地方の中でも島根県は若干高い、中国5県の中での類似市との比較でも出雲市は平均よりは若干高い、県内8市の平均よりは出雲市はやや低いという現状ですが、これは令和2年度末の数値ですか。

事務局) 令和2年度末時点の数値です。

委員) 前回いただいた資料において、雲南市が令和3年度、4年度に料金改定を行い、安来市が令和4年度、5年度に料金改定を行うという要素があり、他の市も検討しているかもしれませんが、令和2年度末時点の参考値といったところですね。それと資本費平準化債について説明がありましたが、資本費平準化債は財源として有利な要素があるのでしょうか。

事務局) 交付税措置等の資金的メリットはありませんが、建設に係る借入の償還期間30年と管渠の耐用年数50年のギャップを埋め、世代間格差を是正するというメリットがあります。

(2) 下水道使用料改定案の検討

①今後の審議予定について【資料22】

②下水道使用料の水準について【資料23】【参考資料6】

(2) ①、② ～事務局説明～

〔質疑等〕

委員) 説明があったかもしれませんが、内部留保資金残高を3億円維持する必要があるという根拠は何ですか。

事務局) 過去の実績から、1年間の現金の収支の流れを確認し、現金が枯渇しないためには、少なくとも3億円は必要であると見込みました。

委員) 内部留保資金残高が一番底となる令和18年度のところを何らかの資金で繋ぐことができれば、改定率を20%まで上げなくてもよいのではないのでしょうか。

事務局) 内部留保資金残高は令和18年度を底に、その後は上昇していきますので、一時的に他会計等から借入を行うことで内部留保資金残高が少ない時期を乗り切り、内部留保資金残高が増えた後に返済するという方法により改定率を抑える方法が考えられます。ただし、他会計等から借りる場合には、借入先との調整や、議会の承認が必要となるほか、借入金の返済も必要となるため、改定率の軽減にはある程度の限度があると考えられます。

委員) 今までの説明から、使用料を上げざるを得ないのは承知しているが、この物価が上がっている状況の中なので、少しでも改定率を抑える必要があると考えています。

委員) 資本費平準化債が借りられなくなるのであれば、他の資金で繋ぐという方法もあるのではないのでしょうか。そのあたりについて、またシミュレーションをお願いします。

委員) 介護保険料や後期高齢者医療費、電気代、食費等が高くなっていく中、年金だけで生活をしている高齢者などは生活が大変だと思うので、改定率を抑える必要があると思います。例えば、出雲市の何らかの余剰金などを下水道事業会計に回してもらうことはできないかと考えます。

委員) 先ほども意見がありましたが。年金だけで生活をしている方は確かに大変だろうと思います。最近、出雲市から3千円の商品券が配られましたが、そういった予算を下水道事業にも回していただけないものかと考えます。

委員) 物価が上がっているが、このまま物価の上昇が続くとどうなるか不安です。

委員) 皆さんが言われるように、物価が上昇している中で、使用料を上げることは大変なことではありますが、下水道事業も状況は同じであるのご理解いただきやすい部分もあるのではないかと考えるところもあります。ただし、できる限り工夫をして、値上げ幅を低く抑えた使用料改定を検討していく必要があると考えます。

委員) 今でも生活が苦しい方もいらっしゃると思うので、値上げをするにしても、低所得者の方に何か配慮があればいいのかなと思います。

委員) 物価の上昇などもあり、難しいところだとは思いますが、水道や下水道は命に関わるものであり、これがうまく動いていく必要があるので、最低ラインで値上げを検討する必要があると思います。

委員) 内部留保資金残高が一定程度残るように改定率を算出されたということで、ある程度の改定は致し方ない部分もあるとは思いますが、算定期間の4年毎に使用料を考えていくことは考えられないか。そのことについて、ご説明は可能ですか。

事務局) 例えば、算定期間4年の間(令和6年度から令和9年度)は改定率を20%の半分の10%とした場合の増収額は、改定率20%の場合の増収額と比べて約8億円マイナスとなります。その後、内部留保資金が一番少なくなる令和18年度までに、約8億円のマイナスを取り戻そうとすると、今回の算定期間後の令和10年度から令和18年度までに年間9千万円の増収が必要となり、現在の水準と比べて約24.5%の改定率が必要となります。市としては、将来に負担を先送りするのではなく、世代間の負担を公平にすること、そして改定率を軽減するためにも早く改定する必要があると考えます。

委員) 時期については先送りせず検討が必要だと思います。先ほど別の委員からもありましたが、内部留保資金残高が底となる令和18年度の部分を、別の財源で工面できれば、改定率を軽減できるのではないかと思うので、そういった検討が必要だと思います。

委員) 先ほど算定期間について意見がありました。算定期間の4年だけ見れば内部留保資金残高は大丈夫ではないかと思いますが、先のことは知らないというわけにはいかないため、長期的な財政状況を見ながら検討していただいているところです。令和3年度決算の結果、内部留保資金残高が少し増加しましたが、このまま使用料を改定しなければ令和11年度には内部留保資金が枯渇してしまう状況にあります。資料23の表に①～④の改定率の案がありますが、①は経営戦略における改定率ということで参考程度。②の改定をしないという選択肢も将来を見越すうえでは無いと思います。あとは改定率を何%にして、いつから実施するかということと、令和19年度以降に内部留保資金が増加することを見込んで何らかの資金を投入して改定率を軽減する方法について、事務局に検討していただきたいと思います。

委員) 今は物価上昇などで大変な状況ですが、令和6年度にはどんな状況かわからない。例えば、令和6年度に今と同じように大変な状況であれば改定率を低くするなどの条件を付けることはできないものではないでしょうか。

委員) 将来の支出はある程度決まっているので、今回の使用料改定は物価の上昇に左右されることではないと思います。むしろ物価が上昇すれば余計に財政状況

が厳しくなる可能性もあるので、算定期間が終わる頃には更なる使用料改定も考えなければいけない状況かもしれません。

事務局) 皆さんのご意見について、何点かご説明させていただきます。
まず低所得者、年金受給者等に対してどうするかの見解がありましたが、下水道使用料は受益者が負担するものであるため、下水道事業会計で補助等を行うものではなく、市の会計で税金を基に補助等を検討すべき性質のものです。また、今回の審議会では、全体としてどれだけの使用料が必要かという使用料水準について審議いただいておりますが、この次の段階は使用料体系、料金表の審議になります。低所得者を含めた一般的な世帯の使用料を過剰に安くすることは受益者負担の観点からできませんが、料金表のどの部分に属しているかは概ね分かるので、審議の中でいくらか配慮することについての検討は可能です。

事務局) 次に、改定率についての見解がありました。資料23のグラフにあるように、資本費平準化債の借入可能額の減少に伴い、令和18年度までは内部留保資金残高が減少します。一方で、現在の下水道事業は投資から維持に移行する時期であり、企業債借入額が減少傾向にあることから、令和19年度以降は企業債元利償還額の減少に伴い、内部留保資金残高が増加に転じる見込みです。一般的に企業会計で料金改定が行われる際には、グレーの折れ線グラフのように、右肩下がりの状況で実施されます。しかし、今回は右肩上がりでの回復が見込まれることから、それを踏まえて、内部留保資金残高が少なくなる時期を乗り切る案を事務局で再考し、次回の審議会の冒頭で何点かシミュレーションしたものを提示しますので、審議いただきたいと思います。

事務局) また、算定期間についての見解がありました。下水道事業経営戦略は10年間の計画としています。以前はこのような長期計画はなく、算定期間の4年間だけを見て、使用料の金額が決められていましたが、全国的に上下水道ともに財政状況が厳しい中、改良工事が進まず修繕だけで対応していくと、災害等の被害が大きくなる恐れがあることから、近年は国から10年間の計画を作成し、適切な使用料を算定するように通知されてきました。その後更に、最低でも30年間の長期的な財政見通しを立てたうえで、どのように経営するかを示すように通知を受けており、本市上下水道の経営戦略も長期推計を踏まえた計画としたところです。その結果、資料23のグラフのように先の状況が分かり、世代間の負担の公平性の確保や改定率を低く抑えるための議論が可能となりました。平成24年の料金改定以降、現在も同じ使用料金であり、前回改定時の算定期間の4年というのは、今となっては当初設定しただけの期間となっています。ただし、今回も算定期間は4年間としていますが、今後を見据えたうえで設定するものですので、グラフでお示ししている期間については、大きく環境が変動しない限りは、今回改定する使用料で据え置けるのではないかと考えています。しかし、下水道事業会計においても物価高騰、電気料金高騰の今後の影響は大きく、また不透明なため、都度の経営戦略の検証や毎年の予算編成において、動向を注視しな

がら対応する必要があります。

委員) 算定期間の4年間のみを考え使用料を改定すると、後年の改定率の変動が大きくなるため、30年先を見据えた経営戦略に基づいて検討いただいています。また、先ほど別の委員から、低所得者に対する配慮の意見がありました。例えば、松江市では上下水道料金を減免されていますが、これは市の施策として別の財源をもって手当てされているもので、上下水道事業がその分負担しているということではないと認識しています。

委員) 使用料の水準については、20%程度の改定率が必要と思いますが、改定率を軽減する方法を事務局で検討いただき、次回にその案を提示していただければと思います。

4. 開催のスケジュール (予定)

第5回審議会は11月2日(水)、第6回審議会は11月18日(金)、第7回審議会は12月23日(金)に開催

5. その他

事務局から連絡事項

6. 閉会

出雲市上下水道事業管理者 石田武 あいさつ